

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案 関連資料（地域雇用開発助成金の特例措置関係）

地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）

令和6年度当初予算額 8.7億円（9.5億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

地域雇用開発のための助成、援助等の措置を講ずる必要があると厚生労働大臣が認める地域（同意雇用開発促進地域）等において、事業所の設置・整備を行うとともに地域求職者等を雇い入れた事業主に対して助成を行い、地域的な雇用構造の改善を図る。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

事業の概要

同意雇用開発促進地域等において、事業所の設置・整備を行うとともに地域求職者等を雇い入れた事業主に対して、設置・整備費用及び対象労働者の増加数等に応じて一定額を助成する（1年ごとに3回の助成）。

対象地域

雇用開発促進・改善地域メニュー	<ul style="list-style-type: none"> ○ 同意雇用開発促進地域（下記全ての要件を満たし、かつ、厚生労働大臣が同意をした地域） <ul style="list-style-type: none"> (1) 「最近3年間の有効求職者数/労働力人口」が全国平均以上 (2) 「最近3年間の有効求人倍率」又は「最近1年間の有効求人倍率」が全国平均の2/3以下 ただし、全国平均の2/3が1以上の場合は1、0.67未満の場合は0.67以下 ○ 最近1年間の有効求人倍率が1倍未満の過疎・離島地域等であって、厚生労働大臣が指定する地域
特定有人国境離島地域等メニュー	○ 関係法に基づく特定有人国境離島地域、奄美群島及び小笠原諸島

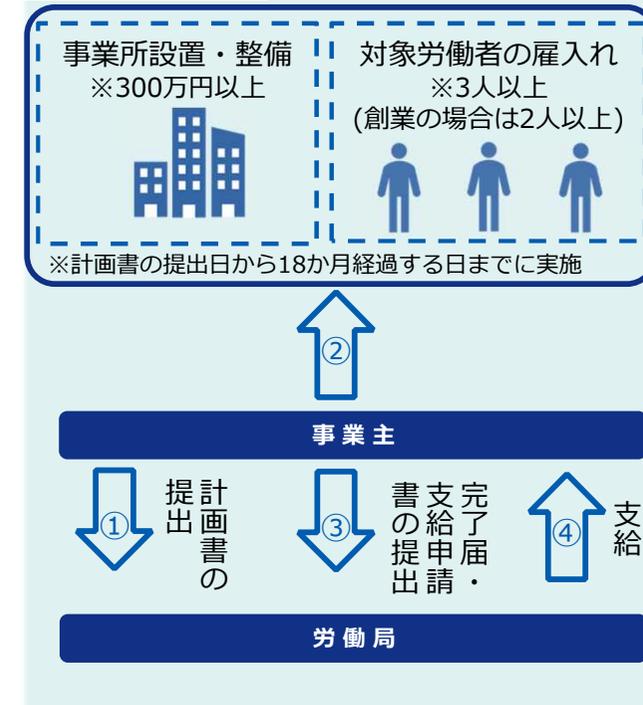
助成内容

設置・整備費用と対象労働者の増加数に応じて、下表の額を助成

設置・整備費用	対象労働者の増加人数			
	3(2)~4人 (注)括弧は創業の場合	5~9人	10~19人	20人~
300万円以上	50万円	80万円	150万円	300万円
1,000万円以上	60万円	100万円	200万円	400万円
3,000万円以上	90万円	150万円	300万円	600万円
5,000万円以上	120万円	200万円	400万円	800万円

- ※1 中小企業事業主は、初回支給のみ、上表の額の1.5倍を支給
- ※2 創業の場合は、初回支給のみ、上表の額の2倍を支給
- ※3 「地域活性化雇用創造プロジェクト」参画事業主が助成対象となる措置を講じた場合は、助成金の対象とするとともに、初回支給時、対象労働者1人あたり50万円を上乗せして支給
- ※4 「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」寄附事業主が助成対象となる措置を講じた場合は、助成金の対象として支給
- ※5 大規模雇用開発計画を策定する事業主については、上表の額にかかわらず、設置・整備費用と対象労働者の増加数に応じて、最高2億円を支給

スキーム



実施主体

都道府県労働局

実績

令和4年度支給額：8億円 1

地域雇用開発助成金 能登半島地震特例コース（仮称）

1 事業の目的

令和6年能登半島地震による被災地域の雇用機会を確保するため、当該地域において事業所を設置・整備し、それに伴い、地域に居住する求職者等を雇い入れる事業主に対する特例コースを創設する。

2 事業の概要・助成内容

事業の概要

- 対象地域
石川県6市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町）
 - 特例措置期間
1年限りの暫定措置とし、当該期間内に計画書を提出することが必要
 - 支給要件
事業主が対象地域において、事業所の設置・整備（注1）及び対象労働者の雇入れ（注2）を行った場合に、設置・整備費用と対象労働者の増加人数に応じて、右記の一定額を助成
（注1）：復旧に伴う不動産・動産の修繕・修理を含む
従業員の新設・借上げ、通勤車両経費を含む
（注2）：地震発生から施行日前日に一時離職者となった者の再雇用を含む
 - 助成期間
1年ごとに最大3年間(3回)の助成
- ※ 大規模雇用開発計画に係る特別措置
・100人（200人）以上の雇入れ及び設置・整備費用が50億円以上の場合
1億円（2億円）を助成
- ※ 地域活性化雇用創造プロジェクト指定事業主に対する特例
・正社員の雇入れ1人あたり、50万円上乗せ（上限20人）

助成内容

設置・整備費用と対象労働者の増加人数に応じて、下表の額を助成

設置・整備費用	対象労働者の増加人数			
	2人	3（2）～4人 （注）括弧は 創業の場合	5～9人	10人以上～
100万円以上	30万円	50万円	80万円	100万円
300万円以上	60万円	100万円	160万円	300万円
1,000万円以上	80万円	120万円	200万円	400万円
3,000万円以上	120万円	180万円	300万円	600万円
5,000万円以上	160万円	240万円	400万円	800万円

※ 網掛け部分：設置・整備費用、対象労働者の下限を緩和し、新たな区分を新設。

措置内容の比較表

	地域雇用開発コース	熊本地震特例コース	能登半島地震特例コース (仮称)
施行日		H28.10.19	R6.7.1
特例措置期間		H28.10.19～H29.10.18（施行日から1年間限りの暫定措置） ※この後、H29.10.19からR2.3.31まで、3回に渡って暫定措置を延長	R6.7.1～R7.6.30（施行日から1年間限りの暫定措置）
対象地域	同意／過疎／特定有人国境離島 地域活性化雇用創造プロジェクト実施地域／企業版ふるさと納税実施事業主	熊本県全域（災害救助法適用地域）	石川県6市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町）
支給額	設置・整備費用及び雇入れ人数に応じ、50万円～800万円	設置・整備費用及び雇入れ人数に応じ、100万円～800万円（通常の2倍、20人以上の雇入れは通常と同額）（H30年度は1.5倍、H31年度以降は通常）	設置・整備費用及び雇入れ人数に応じ、30万円～800万円（通常の2倍、20人以上の雇入れは通常と同額） <u>（設置・整備費用及び雇入れ人数の下限を緩和。新たな区分を新設。）</u>
設置・整備費用	雇用拡大のための施設等の新設、増設など	通常＋地震の復旧に伴う修繕・修理に関する費用（申立書が必要）、従業員の宿舎、通勤バス経費 ※熊本特例において「宿舎」（福利厚生施設）は例外的に対象とした。	<u>100万円～300万円の設置・整備費用区分を新設。</u> 通常＋地震の復旧に伴う修繕・修理に関する費用（ <u>動産も含む</u> 、申立書が必要）、従業員の宿舎、通勤車両経費 ※宿舎の経費は新設、増設、取得、借上げ等の費用をいう。
雇入れ人数	3人以上～（※創業の場合は2人以上～）	3人以上～（※創業の場合は2人以上～）	<u>創業要件を問わず2人以上～</u>

措置内容の比較表

	地域雇用開発コース	熊本地震特例コース	能登半島地震特例コース (仮称)
対象労働者	地域求職者／移転求職者	熊本県内の事業所に雇い入れられた求職者＋ 熊本県内の事業所に再雇用された一時離職者 ※雇用保険の特例措置における一時離職であって、「震災発生日から施行日の間に熊本地震により、一時離職となった者」に限る。	対象地域内の事業所に雇い入れられた求職者＋ 対象地域の事業所に再雇用された一時離職者 ※雇用保険の特例措置における一時離職であって、「震災発生日から施行日の間に能登半島地震により一時離職になった者」に限る。
計画期間	最長18ヶ月	最長18ヶ月。震災発生～計画届を提出した日までの間で、申請事業主が指定する日から完了届提出までの期間。 ただし、震災発生～施行日までの設置・整備、雇入れも対象に含むことができる。	最長18ヶ月。震災発生～計画書を提出した日までの間で、申請事業主が指定する日から完了届提出までの期間。 ただし、震災発生～施行日までの設置・整備、雇入れも対象に含むことができる。
その他（支給額の割増等）	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業事業主は初回支給のみ、1.5倍の額を支給 ・創業の場合は初回支給のみ、2倍の額を支給 ・大規模雇用開発に係る特別措置 設置・整備費用が50億円以上かつ雇入れ100人(200人) 以上の場合、1億円(2億円)を助成。 ・地域活性化雇用創造プロジェクト指定事業主に対する特別措置 正社員の雇入れに対し、1人あたり50万円上乗せ(上限20人) 	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業事業主の割増は無し ・創業の割増は無し ・大規模開発の特別措置は、通常と同じ ・地域活性化雇用創造プロジェクト指定事業主の特別措置は、通常と同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業事業主の割増は無し ・創業の割増は無し ・大規模開発の特別措置は、通常と同じ ・地域活性化雇用創造プロジェクト指定事業主の特別措置は、通常と同じ
その他（雇用調整助成金との同時受給）	不可	不可	<u>雇用調整助成金の対象としない労働者について、要件を満たした場合、受給可能</u> ※本コースの計画書を提出した日以降に対象労働者を休業等させ、雇用調整助成金の対象とした場合は、不可。

※熊本地震特例コースで措置したものは赤字。

※熊本地震特例コース以上の措置については緑字。

○石川県内の求人倍率

新規求人倍率（令和5年12月～6年4月）

（倍）

	全国平均	石川県全体	金沢所	白山所	小松所	加賀所	七尾所	輪島所
令和5年12月	2.25	2.68	3.97	4.17	2.54	3.92	2.22	2.09
令和6年1月	2.28	2.41	2.56	2.18	1.60	1.66	1.60	2.27
令和6年2月	2.26	2.16	2.83	2.58	1.67	2.04	1.63	1.04
令和6年3月	2.38	2.49	2.66	2.75	1.73	2.65	1.40	0.85
令和6年4月	2.17	2.27	1.78	1.70	1.38	1.82	1.17	0.59

有効求人倍率（令和5年12月～6年4月）

（倍）

	全国平均	石川県全体	金沢所	白山所	小松所	加賀所	七尾所	輪島所
令和5年12月	1.27	1.55	1.83	1.95	1.27	1.70	1.58	1.27
令和6年1月	1.27	1.60	1.88	1.92	1.19	1.48	1.41	1.16
令和6年2月	1.26	1.50	1.82	1.87	1.17	1.45	1.15	0.89
令和6年3月	1.28	1.44	1.66	1.77	1.09	1.38	1.00	0.73
令和6年4月	1.26	1.46	1.50	1.68	1.03	1.52	1.00	0.62

※全国平均及び石川県全体は季節調整値（出典：一般職業紹介状況（職業安定業務統計））、各公共職業安定所は原数値（出典：石川労働局発表資料）。

○石川6市町、熊本県と沖縄県の小規模事業所割合

	R3.6月時点						R3.6月時点			
	1～4人	5～9人	10～19人	20～29人	30人以上	合計	20人未満の 事業所数	割合	30人未満の 事業所数	割合
石川県	34,072	10,726	6,747	2,396	3,588	57,529	51,545	89.60%	53,941	93.76%
うち、6市町	5,653	1,399	807	264	333	8,456	7,859	92.94%	8,123	96.06%
熊本県	42,051	14,826	9,578	3,386	4,745	74,586	66,455	89.10%	69,841	93.64%
沖縄県	38,565	12,336	7,629	2,724	3,927	65,181	58,530	89.80%	61,254	93.98%

(出典) 総務省・経済産業省「令和3年経済センサス - 活動調査」を基に作成。(出向・派遣従業者のみの事業所は除いている。)

※地開金沖縄コースでは、中小企業に限り設置・整備費用の下限を100万円にしていることを踏まえ、沖縄県の小規模事業所割合を比較対象にした。